

電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 定款 電力広域的運営推進機関	平成 2 7 年 4 月 1 日 施行 <u>平成 2 8 年 4 月 1 日 変更</u> 定款 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 1 章 総則 （名称） 第 1 条 この法人は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と称する。 2 本機関の英文による名称は、Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN と表示する。 （主たる事務所の所在地） 第 2 条 本機関の事務所は、東京都<u>千代田区</u>に置く。 （目的） 第 3 条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の<u>電気事業者</u>への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。 （設立の根拠） 第 4 条 本機関は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第 5 条 本機関は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二 法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を行うこと。 三 送配電等業務指針を策定すること。 四 法第 2 9 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 （新設）	第 1 章 総則 （名称） 第 1 条 この法人は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）と称する。 2 本機関の英文による名称は、Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators, JAPAN と表示する。 （主たる事務所の所在地） 第 2 条 本機関の事務所は、東京都<u>江東区</u>に置く。 （目的） 第 3 条 本機関は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の<u>小売電気事業者、一般送配電事業者又は特定送配電事業者たる会員</u>への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。 （設立の根拠） 第 4 条 本機関は、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号、<u>以下「法」という。</u>）により設立する。 （業務内容） 第 5 条 本機関は、第 3 条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。 一 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。 二 法第 2 8 条の 4 4 第 1 項の規定による指示を行うこと。 三 送配電等業務指針を策定すること。 四 法第 2 9 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による検討及び送付を行うこと。 <u>五 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
五 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 六 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 七 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 八 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。 （業務規程） 第6条 本機関は、前条に規定する業務及びその執行に関する事項を業務規程で定める。 2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。 （用語） 第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法において使用する用語の例による。 （新設）	<u>を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務（以下「電源入札等」という。）を行うこと。</u> 六 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。 七 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。 八 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。 九 前各号に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。 （業務規程） 第6条 本機関は、前条に規定する業務及びその執行に関する事項を業務規程で定める。 2 本機関が、業務規程を変更しようとするときは、総会の議決を経て、経済産業大臣の認可をもって行う。 （用語） 第7条 この定款において使用する用語は、この定款において定めるものを除き、法において使用する用語の例による。 <u>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</u> <u>一 「法人等」とは、法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。</u> <u>二 「親法人等」とは、他の法人等の出資割合の過半数を有する法人等をいう。</u> <u>三 「子法人等」とは、一の事業者が法人等の出資割合の過半数を有する場合における当該法人等をいう。なお、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が法人等の出資割合の過半数を有する場合、当該法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。</u> <u>四 「親子法人等」とは、親法人等又は親法人等の子法人等をいう。</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 2 章 会 員 （資格） 第 8 条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。 一 <u>一般電気事業者</u> 二 <u>卸電気事業者</u>	五 <u>「流通設備」とは、電線路、変電所及び開閉所をいう。</u> 六 <u>「送電系統」とは、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が維持し、及び運用する流通設備をいう。</u> 七 <u>「地内基幹送電線」とは、最上位電圧から 2 階級（供給区域内の最上位電圧が 2 5 0 キロボルト未満のときは最上位電圧）の送電線をいう。</u> 八 <u>「連系線」とは、一般送配電事業者たる会員の供給区域間を常時接続する 2 5 0 キロボルト以上の送電線及び交直変換設備をいう。</u> 九 <u>「広域連系系統」とは、次のア～エに掲げる流通設備をいう。</u> ア 連系線 イ 地内基幹送電線 ウ 最上位電圧から 2 階級（供給区域内の最上位電圧が 2 5 0 キロボルト未満のときは最上位電圧）の母線 エ 最上位電圧から 2 階級を連系する変圧器（供給区域内の最上位電圧が 2 5 0 キロボルト未満のときは対象外。） 十 <u>「連系等」とは、発電設備等若しくは需要設備を新設又は増設し、新たに電氣的に流通設備に接続すること、及び、既に接続済みの発電設備等若しくは需要設備の内容又は運用を変更し、流通設備に電氣的な影響を与えることをいう。</u> 十一 <u>「系統アクセス業務」とは、送電系統への連系等を希望する者からの事前相談、接続検討及び契約申込み等に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。</u> 第 2 章 会 員 （資格） 第 8 条 本機関の会員の資格を有する者は、次の各号の電気事業者に限る。 一 <u>一般送配電事業者</u> 二 <u>送電事業者</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
三 <u>特定電気事業者</u> 四 <u>特定規模電気事業者</u> (加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、<u>理事長</u>に対し書面で加入する手続をしなければならない。 2 前項の規定により加入する手続をとった者は、<u>前条第1号から第3号に掲げる者</u>にあつては経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日、同条第4号に掲げる者にあつては経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日をもって会員たる地位を取得する。 3 前項により経済産業大臣の許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、<u>直ちにその旨を理事長に通知しなければならない。</u> 4 次の各号に掲げる者は、<u>当該各号に掲げる日</u>をもって会員たる地位を取得する。この場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本機関に通知しなければならない。 一 電気事業の全部を譲り受けた者<u>にあつては、</u>当該譲受けの効力が生じた日 二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により<u>当該電気事業の全部を承継した法人</u><u>にあつては、</u>当該合併又は分割の効力が生じた日 三 電気事業者の地位を承継した相続人<u>にあつては、</u>相続があった日	三 <u>特定送配電事業者</u> 四 <u>小売電気事業者</u> 五 <u>発電事業者</u> (加入) 第9条 本機関に会員として加入しようとする者は、法第28条の11第2項の規定により、<u>本機関</u>に対し書面で加入する手続をしなければならない。 2 本機関に加入する手続をとった者は、<u>次の各号に掲げる電気事業者の区分にしたがって、同号に掲げる日をもって、</u>会員たる地位を取得する。 一 <u>小売電気事業者</u> 経済産業大臣による電気事業の登録を受けた日 二 <u>一般送配電事業者及び送電事業者</u> 経済産業大臣による電気事業の許可を受けた日 三 <u>特定送配電事業者及び発電事業者</u> 経済産業大臣への電気事業の届出が受理された日 3 本機関に加入する手続をとった者のうち、経済産業大臣による登録を受けた者、経済産業大臣による許可を受けた者又は経済産業大臣への届出が受理された者は、<u>直ちにその旨を本機関に通知しなければならない。</u> 4 次の各号に掲げる者は、<u>同号に掲げる日</u>をもって会員たる地位を取得する。この場合において、会員たる地位を取得した者は、直ちにその旨及びその理由を本機関に通知しなければならない。 一 電気事業<u>(複数の電気事業を営む法人の分割にあつては各電気事業をいう。以下、本項において同じ。)</u>の全部を譲り受けた者 <u>当該事業の</u>譲受けの効力が生じた日 二 電気事業者たる法人の合併により合併後存続する法人、合併により設立した法人又は分割により電気事業の全部を承継した法人 <u>当該合併又は分割の効力が</u>生じた日 三 電気事業者の地位を承継した相続人 <u>相続があった日</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、<u>本機関を脱退する。</u> （新設） 一 <u>法第１５条第１項から第４項までの規定により法第３条第１項の許可が取り消された場合</u> （新設） （新設） 二 <u>法第１４条第１項の許可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u> （新設） （新設） （新設） 三 <u>法第１６条の２第３項の届出をした場合</u> 四 <u>法第１０条第１項の認可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の譲渡に係るものに限る。）を受けた場合</u> 五 <u>法第１０条第２項の認可（電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受けた場合</u> ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。 （会員の責務） 第１１条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければ	（脱退） 第１０条 会員は、次の各号に掲げる場合において、<u>電気事業者でなくなったときは、本機関の会員たる地位を喪失する。</u> 一 <u>法第２条の９第１項の規定により法第２条の２の登録が取り消された場合</u> 二 <u>法第１５条第１項又は第２項の規定により法第３条の許可が取り消された場合</u> 三 <u>法第２７条の８第１項から第３項までの規定により法第２７条の４の許可が取り消された場合</u> 四 <u>法第２条の８第１項の届出（小売電気事業の廃止に係るものに限る。）をした場合</u> 五 <u>法第１４条第１項の許可（一般送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u> 六 <u>法第２７条の１２により準用する法第１４条第１項の許可（送電事業の全部の廃止に係るものに限る。）を受けた場合</u> 七 <u>法第２７条の２５第１項の届出（特定送配電事業の全部の廃止に係るものに限る。）をした場合</u> 八 <u>法第２７条の２９により準用する法第２７条の２５第１項の届出（発電事業の廃止に係るものに限る。）をした場合</u> （削除） （削除） （削除） 九 <u>会員が営む電気事業を譲渡し又は承継させた場合</u> ２ 会員は、前項に掲げる場合を除き、本機関を脱退することができない。 （会員の責務） 第１１条 会員は、付与された議決権その他の権利を誠実に行使するよう努めなければ

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
ばならない。 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一 本機関が、法第28条の40第<u>5</u>号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その<u>設置する</u>発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 法第28条の44に基づき、<u>会員が営む電気事業</u>に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を<u>理事長</u>に対し書面で通知しなければならない。 一 前条第1項各号のいずれかに<u>該当し本機関を脱退したとき</u> 二 商号（名称を含む。）、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき 三 <u>法人等（法人、組合その他これらに準じる事業体をいう。以下同じ。）の子法人等又は親法人等となったときあるいは子法人等又は親法人等でなくなったとき</u> （新設） 4 <u>子法人等とは、一の事業者が当該法人等の株主等の議決権（株主又は出資者の議決権をいう。以下同じ。）の総数の過半数を保有する法人等をいい、一の事業者及びその子法人等又は一の事業者の子法人等が株主等の議決権の総数の過半数を保有する法人等は、当該一の事業者の子法人等とみなす。また、他の法人等を子法人等</u>	ばならない。 2 会員は、本機関の目的を達成するため次の各号に掲げる責務を負う。 一 本機関が、法第28条の40第<u>6</u>号に基づき、指導又は勧告を行ったときは、これに従うこと。 二 本機関が、法第28条の42に基づき、報告又は資料の提出を求めたときは、遅滞なくこれに応じること。 三 法第28条の43に基づき、本機関に対し、常時その<u>維持し、及び運用する</u>発電用の事業用電気工作物の発電に係る電気の量に係る情報、その供給する電気の周波数の値に係る情報その他の業務規程で定める情報を提供すること。 四 法第28条の44に基づき、<u>小売電気事業者である会員が営む小売電気事業、一般送配電事業者たる会員が営む一般送配電事業又は特定送配電事業者である会員が営む特定送配電事業</u>に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、本機関が、当該電気の需給の状況を改善する必要があると認めるときに、業務規程で定めるところにより行う指示に従うこと。 3 会員は、次の各号に掲げるいずれかに<u>該当した場合は</u>、直ちに、その旨を<u>本機関</u>に対し書面で通知しなければならない。 一 前条第1項各号のいずれかに<u>該当したとき</u> 二 商号（名称を含む。）、本店所在地、代表者の氏名又は第8条に規定する電気事業者の区分に変更があったとき 三 <u>電気事業者の子法人等若しくは親法人等となったとき又は電気事業者の子法人等若しくは親法人等でなくなったとき</u> 四 <u>新たに第9条第2項各号に掲げる電気事業の登録若しくは許可を受けたとき又は届出が受理されたとき</u> （第7条第2項第2号及び第3号へ移設）

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>とする法人等又は自然人を親法人等という。</u> （会員への制裁） 第 1 2 条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。 - 一 前条第 2 項第 1 号の指導又は勧告に従わないとき - 二 前条第 2 項第 2 号の報告又は資料の提出を行わないとき - 三 前条第 2 項第 3 号の情報を提供しないとき - 四 前条第 2 項第 4 号の指示に従わないとき - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき - 七 前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。 3 前項に規定する過怠金の額は、3 0 0 万円以下とする。但し、<u>当該過怠金を課す</u>場合であっても、本機関による<u>当該会員</u>に対する損害賠償請求は妨げられない。 4 第 1 項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停止又は制限と併科することができる。 5 会員は、第 1 項の規定により会員の権利停止又は制限を受けた場合においても、その期間中、前条第 1 項から第 3 項に規定する会員としての責務をすべて履行しなければならない。 （制裁の審議及び決定） 第 1 3 条 本機関は、前条第 1 項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、第 <u>5 9</u> 条に規定する規律調査会において制裁の可否及び内容を審議する。 2 前項の審議を行った規律調査会は、対応案を議決し、理事長に報告する。	（会員への制裁） 第 1 2 条 本機関は、会員が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、理事会の議決を経て、制裁を科することができる。 - 一 前条第 2 項第 1 号の指導又は勧告に従わないとき - 二 前条第 2 項第 2 号の報告又は資料の提出を行わないとき - 三 前条第 2 項第 3 号の情報を提供しないとき - 四 前条第 2 項第 4 号の指示に従わないとき - 五 本機関に対して、事実と異なる報告を行ったとき - 六 法令、定款、業務規程又は送配電等業務指針その他本機関が定める規程に違反したとき - 七 前各号の他、送配電等業務の円滑な実施を著しく阻害すると認められる行為を行ったとき 2 前項に規定する制裁は、けん責、過怠金の賦課及び議決権その他の会員の権利の停止又は制限とする。 3 前項に規定する過怠金の額は、3 0 0 万円以下とする。但し、過怠金を課す場合であっても、本機関による会員に対する損害賠償請求は妨げられない。 4 第 1 項の規定による制裁において、過怠金の賦課は議決権その他の会員の権利停止又は制限と併科することができる。 5 会員は、第 1 項の規定により会員の権利停止又は制限を受けた場合においても、その期間中、前条第 1 項から第 3 項に規定する会員としての責務をすべて履行しなければならない。 （制裁の審議及び決定） 第 1 3 条 本機関は、前条第 1 項の規定により会員に制裁を科そうとするときは、第 <u>6 2</u> 条に規定する規律調査会において制裁の可否及びその内容を審議する。 2 前項の審議を行った規律調査会は、対応案を議決し、理事長に報告する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3 前項の報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、審議の結果、当該会員に対し制裁を科すことを議決したときは、直ちにこれを執行する。 （弁明の機会） 第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、予めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。 （制裁の通知及び公表） 第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号、制裁の種類及びその理由を公表する。但し、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。 （異議の申立て） 第16条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。 一 制裁の議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後に明らかとなった場合であって、それが制裁の議決に重大な影響を与えるものであるとき 二 制裁の議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合 2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の	3 前項の報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、審議の結果、当該会員に対し制裁を科すことを議決したときは、直ちにこれを執行する。 （弁明の機会） 第14条 本機関は、前条第1項又は第3項の審議を行うときは、制裁の審議の対象となる会員に対し、予めその旨を通知し、当該会員又はその代理人が当該制裁について審議する規律調査会又は理事会に出席して弁明するための機会を与えるものとする。 2 前項の場合において、弁明の機会を与えられた会員又はその代理人が、正当な理由なく規律調査会又は理事会に出席しないときは、理事会は、前項の規定にかかわらず、当該制裁を決することができるものとする。 （制裁の通知及び公表） 第15条 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員に対し、理由を付してその旨を書面により通知する。 2 本機関は、第13条第3項の規定により会員に対する制裁を議決したときは、遅滞なく、当該会員の氏名又は商号並びに制裁の種類及びその理由を公表する。但し、次条第1項又は第4項の規定による異議の申立てがあった場合には、制裁の可否及び内容が理事会又は総会での議決により確定した後にこれを行う。 （異議の申立て） 第16条 会員は、自己に加えられた制裁について不服があるときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前条第1項の規定による通知を受けた日から10日以内に、規律調査会に対し、書面をもって異議を申し立てることができる。 一 制裁の議決までに明らかとなっていなかった事実又は証拠がその後に明らかとなった場合であって、それが制裁の議決に重大な影響を与えるものであるとき 二 制裁の議決のためにとられた手続に瑕疵があった場合 2 規律調査会は、前項の規定による異議の申立てを受理したときは、改めて制裁の

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
可否及び内容を審議し、対応案を議決のうえ理事長に報告する。その報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及び内容を議決する。	可否及び内容を審議し、対応案を議決のうえ理事長に報告する。その報告を受けた理事長は、遅滞なく、理事会を招集し、制裁の可否及びその内容を議決する。
3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に基づき会員に対する制裁を議決したときに準用する。	3 前条第1項の規定は、本機関が前項の規定に基づき会員に対する制裁を議決したときに準用する。
4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の規定による通知を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。	4 第1項、第2項及び前条第1項の規定は、会員が第2項の規定に基づき理事会で議決された制裁について不服があるときに準用する。この場合において、「前条第1項の規定による通知を受けた日」は「前項の規定により準用される前条第1項の規定による通知を受けた日」と、「規律調査会」は「理事会」と、「理事会」は「総会」と読み替えるものとする。
第3章 総会	第3章 総会
(総会)	(総会)
第17条 本機関の総会は、通常総会及び臨時総会とする。	第17条 本機関の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は、 <u>毎事業年度終了後3月以内</u> に開催する。	2 通常総会は、 <u>毎事業年度終了前1か月以内及び毎事業年度終了後3か月以内</u> に開催する。
3 臨時総会は、次の各号に掲げるときに開催する。	3 臨時総会は、次の各号に掲げるときに開催する。
一 <u>毎事業年度終了前1月以内</u>	(削除)
二 第19条第1項に該当するとき	二 第19条第1項に該当するとき
三 その他理事長が必要があると認めるとき	二 その他理事長が必要があると認めるとき
4 <u>第23条第3項但し書き</u> により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。	4 <u>第24条第4項</u> により議決権を有しなくなった者を含め、全ての会員は総会に出席し、意見を述べることができる。
(審議事項)	(審議事項)
第18条 次の各号に掲げる事項は総会において議決する。	第18条 総会は、次の各号に掲げる事項について、議決する。
一 定款の変更	一 定款の変更
二 予算の決定又は変更	二 予算の決定又は変更

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
三 業務規程の変更 四 決算 五 役員の選任及び解任 六 事業計画及び事業報告書 (第16条を踏まえ新設) <u>七 前各号およびこの定款において別途規定するものを除く他、理事会が必要と認める事項</u> 2 次の各号に掲げる事項は総会に報告する。 一 送配電等業務指針の策定及び変更 二 前号の他、理事会が必要と認める事項 3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により予め通知した事項についてのみ、議決することができる。 (臨時総会開催の請求) 第19条 総会員の5分の1以上又は会員の総議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。 2 理事長は、前項の請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。 (招集) 第20条 総会は、理事長がこれを招集する。 2 総会を招集するため、理事長は、総会の日の1週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に対してその通知を発するものとする。 3 理事長は、前項の書面による方法に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。	三 業務規程の変更 四 決算 五 役員の選任及び解任 六 事業計画及び事業報告書 <u>七 第16条第4項により準用される同条第1項に基づく異議の申立てをした会員に対する制裁の可否及び内容の決定</u> <u>八 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項</u> 2 次の各号に掲げる事項は総会に報告する。 一 送配電等業務指針の策定及び変更 二 前号の他、理事会が必要と認める事項 3 総会においては、第20条第2項又は第3項の規定により予め通知した事項についてのみ、議決することができる。 (臨時総会開催の請求) 第19条 総会員の5分の1以上又は会員の総議決権の5分の1以上を有する会員から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。 2 理事長は、前項の請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集する。 (招集) 第20条 総会は、理事長がこれを招集する。 2 総会を招集するため、理事長は、総会の日の1週間前までに、その会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書面をもって会員に対してその通知を発するものとする。 3 理事長は、前項の書面による方法に代えて、会員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(定足数及び議決権の行使) 第 2 1 条 総会は、総会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、第 1 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の議事は、出席した会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。 (議長) 第 2 2 条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が予め定める順序により、他の理事がこれに当たる。 2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。 (議決権) 第 2 3 条 総会開催の 3 0 日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。 但し、当該会員が第 3 項但し書き又は第 9 項により、<u>議決権を有しない会員となる場合はこの限りではない。</u> (新設) (第 2 3 条第 9 項から移設) <u>2 会員の議決権は、総会開催の 3 0 日前の時点における全ての会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。</u>	(定足数及び議決権の行使) 第 2 1 条 総会は、総会員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。但し、第 1 8 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の議事は、出席した会員の議決権の 3 分の 2 以上の多数で決する。 (議長) 第 2 2 条 総会の議長は、理事長がこれに当たり議事を掌る。但し、理事長が欠け又は事故があるときは、理事会が予め定める順序により、他の理事がこれに当たる。 2 総会の議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。 (議決権) 第 2 3 条 総会開催の 3 0 日前の時点における会員を、議決権を有する会員とする。 但し、当該会員が第 3 項若しくは次条第 4 項に基づき議決権を有しない会員となる場合又は第 1 2 条第 4 項に基づき議決権を制限若しくは停止された場合はこの限りではない。 <u>2 前項にかかわらず、本機関は、必要と認める場合は、前項の期日後に会員となった者の全部又は一部について、議決権を有する者と定めることができる。</u> <u>3 本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しない。</u> <u>(議決権の配分)</u> 第 2 4 条 会員の議決権は、議決権を有する会員を次の各号に掲げるグループに分類した上で、各グループの議決権の総数が等しくなるよう配分する。 <u>一 送配電事業者グループ (一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者である者)</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
4 前項但し書きの場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、<u>理事長</u>に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等）が議決権を有するものとする。 5 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。 6 前項の規定により議決権を行使する者は、<u>総会に出席したもの</u>とみなす。 7 議決権を有する会員は、総会に出席した会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合、議決権行使を委任する会員又は代理人は、会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状を議事に先立ち議長に提出しなければならない。 8 前項の規定にかかわらず、議長に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を議長に委ねたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。 9 <u>本機関と特定の会員との関係について議決するときは、当該会員は、議決権を有しない。</u> （議事録） 第24条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人3名がこれに署名押印し公表するものとする。	<u>二 一のグループに、親法人等を同じくする子法人等が会員として複数存在し、親法人等が存在しないとき</u> 5 前項に掲げる場合において、総会の前日までに、前項各号に掲げる会員が連名により、<u>本機関</u>に対して、当該会員のうちの一の会員の名称を記載した任意様式の届出を提出したときは、当該一の会員が議決権を有することとし、総会の前日までにその届出が提出されなかったときは、前項第1号の場合は親法人等が、前項第2号の場合は資本金又は出資の額が最大である子法人等（複数存在する場合は、会員名簿の順番が最も早い子法人等）が議決権を有するものとする。 <u>（書面等による議決権の行使の方法）</u> 第25条 議決権を有する会員で総会に出席しない者は、書面をもって、議決権を行使することができる。<u>この場合、書面により議決権を行使した者は、総会に出席したもの</u>とみなす。 2 議決権を有する会員は、総会に出席した会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合、議決権行使を委任する会員又は代理人は、会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状を議事に先立ち議長に提出しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、議長に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を議長に委ねたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。 （第23条第3項へ移設） （議事録） 第26条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人3名がこれに署名押印し公表するものとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（指名職員及び会員以外の事業者の出席） <u>第 2 5 条 経済産業大臣が指名するその職員は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u> <u>2 会員以外で、一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路を利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u> 第 4 章 役員 （役員の定数等） <u>第 2 6 条</u> 本機関には、役員として、理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人以内を置く。 2 理事長及び理事は、常勤とする。 （役員の職務及び権限等） <u>第 2 7 条</u> 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。 2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>掌握</u>し、理事会で予め定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは<u>その職務を行う。</u> <u>3 第 2 3 条第 2 項各号に掲げるグループ出身者が理事となるときは、各グループ 1 名ずつ理事に就任しなければならない。</u> 4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。 5 監事は、本機関の業務を監査する。 6 監事は、監査の必要に応じて、次の各号を行うことができる。	（指名職員及び会員以外の事業者の出席） <u>第 2 7 条 本機関の会員のほか、経済産業大臣が指名するその職員及び会員以外で送電系統を利用する事業者は、総会に出席し、意見を述べることができる。</u> （削除） 第 4 章 役員 （役員の定数等） <u>第 2 8 条</u> 本機関には、役員として、理事長 1 人、理事 4 人以内及び監事 2 人以内を置く。 2 理事長及び理事は、常勤とする。 （役員の職務及び権限等） <u>第 2 9 条</u> 理事長は、特定の会員又は会員と密接な関係を有する事業者又は会員に関する特定の団体の利益を代表する立場でない者が就任し、本機関を代表するとともにその業務を総理する。 2 理事は、理事長を補佐して業務を<u>管掌</u>し、理事会で予め定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。 <u>3 第 2 4 条第 1 項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、各グループに属する事業者の役職員であった者から 1 名ずつ理事を選任しなければならない、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から 2 名以上、本機関の理事を選任してはならない。</u> 4 本機関は、必要があると認めるときは、理事会の議決により、理事に本機関を代表する権限を与えることができる。 5 監事は、本機関の業務を監査する。 6 監事は、監査の必要に応じて、次の各号を行うことができる。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
一 理事会、評議員会その他本機関の全ての会議に出席し意見を述べること。 二 役員（監事を除く。）及び職員に質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めること。 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。 （役員の行動規範等） 第<u>28</u>条 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。 2 役員は、就任及び退任の際に、前項の行動規範の遵守を誓約する旨の誓約書に署名しなければならない。 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他、必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と読み替えるものとする。 （役員の欠格事由） 第<u>29</u>条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、役員となることができない。 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 三 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 （役員の選任及び解任）	一 理事会、評議員会その他本機関の全ての会議に出席し意見を述べること。 二 役員（監事を除く。）及び職員に質問をし、又は説明若しくは資料の提出を求めること。 7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は経済産業大臣に意見を提出することができる。 （役員の行動規範等） 第<u>30</u>条 役員及び役員であった者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。 2 役員は、就任及び退任の際に、前項の行動規範の遵守を誓約する旨の誓約書に署名しなければならない。 3 本機関は、役員又は役員であった者が、第1項の行動規範に違反したときその他、必要があると認めるときは、第13条から第16条の規定を準用し、当該役員又は役員であった者に対し、必要な処分等の措置を講ずるものとする。この場合、第13条から第16条における「会員」は「役員又は役員であった者」と読み替えるものとする。 （役員の欠格事由） 第<u>31</u>条 次の各号に掲げるいずれかに該当するものは、役員となることができない。 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。） 二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 三 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 （役員の選任及び解任）

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
第<u>3 0</u>条 役員は、総会の議決により選任する。 2 本機関は、役員が前条各号の欠格事由に該当することとなったときは、総会の議決により役員を解任しなければならない。 3 前項に掲げる場合を除き、本機関は、正当な理由があるときは、総会の議決により役員を解任することができる。 4 前3項の規定による役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (役員の任期) 第<u>3 1</u>条 役員の任期は、2年とする。 2 役員の再任は、2回までとする。 (役員の兼職禁止等) 第<u>3 2</u>条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。 2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。 3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、その退任後、法人等の役員等となってはならない。 5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。 6 <u>第4項の規定にかかわらず</u>、役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等	第<u>3 2</u>条 役員は、総会の議決により選任する。 2 本機関は、役員が前条各号の欠格事由に該当することとなったときは、総会の議決により役員を解任しなければならない。 3 前項に掲げる場合のほか、本機関は、正当な理由があるときは、総会の議決により役員を解任することができる。 4 前3項の規定による役員の選任及び解任は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 (役員の任期) 第<u>3 3</u>条 役員の任期は、2年とする。 2 役員の再任は、2回までとする。 (役員の兼職禁止等) 第<u>3 4</u>条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。但し、経済産業大臣の承認を受けた時は、この限りでない。 2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。 3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。 4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、その退任後、法人等の役員等となってはならない。 5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。 6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等と

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
若しくは親法人等の役員等となつてはならない。 （代表権の制限） 第<u>3 3</u>条 本機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。理事長及び全ての理事が代表権を有しないときは、監事が本機関を代表する。 第5章 理事会 （理事会の構成・役割） 第<u>3 4</u>条 本機関に、理事会を設置する。 2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれに当たる。 5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項 二 組織及び職制に関する事項 三 広域連系系統（<u>地域間連系線（一般電気事業者の供給区域間を常時接続する250kV以上の送電線及び交直変換設備をいう。）及び地内基幹送電線（使用電圧が250kV以上のもの、又は最上位電圧から2階級（供給区域内の最上位電圧が250kV未満のときは最上位電圧のみ）のものをいう。）をいう。以下同じ。）の整備計画に関する事項</u> （業務規程第19条第4項から移設して修正） 四 供給計画の<u>とりまとめ</u>及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 五 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 （新設）	なつてはならない。 （代表権の制限） 第<u>3 5</u>条 本機関と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。理事長及び全ての理事が代表権を有しないときは、監事が本機関を代表する。 第5章 理事会 （理事会の構成・役割） 第<u>3 6</u>条 本機関に、理事会を設置する。 2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。 3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。 4 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれに当たる。 5 理事会は、次の各号に掲げる事項について議決する。 一 総会に付議しようとする事項及び総会の招集に関する事項 二 組織及び職制に関する事項 三 広域連系系統の整備計画に関する事項 四 <u>需要想定要領の変更に関する事項</u> 五 供給計画の<u>取りまとめ</u>及び経済産業大臣への意見具申に関する事項 六 送配電等業務指針の策定及び変更に関する事項 七 <u>電源入札等に関する事項</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<u>六</u> 各種規程の策定及び変更に関する事項 <u>七</u> 系統アクセス業務 (<u>一般電気事業者又は卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路への発電設備等の連系等を希望する者からの事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務をいう。以下同じ。)</u>に関する事項 <u>八</u> 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項 <u>九</u> 会員の制裁、指導及び勧告に関する事項 <u>十</u> 評議員の任免に関する事項 <u>十一</u> 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項 <u>十二</u> 会費及び特別会費に関する事項 <u>十三</u> 前各号に掲げるもののほか、<u>この定款で別に定める事項又は日常的な業務運営の基本的事項</u> (理事会の招集) 第<u>35</u>条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれを招集する。 2 理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 (理事会開催の請求) 第<u>36</u>条 理事及び監事のうち2人以上から議題及び理由を付して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集する。 (理事会の議事) 第<u>37</u>条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決を行うことができない。 2 理事長及び理事は、理事会において各1個の議決権を有する。	<u>八</u> 各種規程の策定及び変更に関する事項 <u>九</u> 系統アクセス業務に関する事項 <u>十</u> 職員の任免、労働条件、役職員の処分その他人事運営に関する基本的事項 <u>十一</u> 会員の制裁、指導及び勧告に関する事項 <u>十二</u> 評議員の任免に関する事項 <u>十三</u> 評議員会から提出された意見に対する考え方に関する事項 <u>十四</u> 会費及び特別会費に関する事項 <u>十五</u> 前各号に掲げるもののほか<u>重要な意思決定事項</u> (理事会の招集) 第<u>37</u>条 理事会は、原則として月に1回以上、必要に応じ理事長がこれを招集する。但し、やむを得ない事情があるときは、理事会が予め定める順序により、理事がこれを招集する。 2 理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。 (理事会開催の請求) 第<u>38</u>条 理事及び監事のうち2人以上から議題及び理由を付して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集する。 (理事会の議事) 第<u>39</u>条 理事会は、理事長及び理事の過半数の出席がなければ会議を開き、議決を行うことができない。 2 理事長及び理事は、理事会において各1個の議決権を有する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3 理事会の議事は、出席理事長及び理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長がこれを決する。 4 理事長及び理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有するときは、議決権を有しない。 （評議員会の尊重義務） 第<u>38</u>条 理事会は、議決にあたり評議員会の審議内容を尊重する。 2 第<u>34</u>条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第<u>5</u>号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。 （委員会） 第<u>39</u>条 本機関に、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。 2 委員会は、業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べることができる。 （新設） （理事会の議事録） 第<u>40</u>条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名押印し公表する。	3 理事会の議事は、出席理事長及び理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数の場合は理事長がこれを決する。 4 理事長及び理事は、理事会の議決について特別の利害関係を有するときは、議決権を有しない。 （評議員会の尊重義務） 第<u>40</u>条 理事会は、議決にあたり評議員会の審議内容を尊重する。 2 第<u>36</u>条第5項第1号のうち定款、予算、業務規程、決算、事業計画及び事業報告書に関する事項並びに同項第2号から第<u>7</u>号の事項は、理事会の議決に先だって、評議員会の議決を経なければならない。 （委員会） 第<u>41</u>条 本機関は、理事会の議決を経て、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。 2 委員会は、理事会の諮問に応じて業務運営に関する重要事項又は専門的知見を必要とする事項を調査審議し、理事会に対し意見を述べることができる。 <u>3 委員会は、複数名の委員で構成するものとし、委員数、委員の資格、委員の任期、委員の選解任の手續その他委員会を運営する上で必要な事項は、委員会ごとに、理事会が定める。</u> （理事会の議事録） 第<u>42</u>条 理事会の議事については、その経過の要領及びその結果（評議員会の審議結果及び評議員会より提出された意見の理事会の議決への反映の在り方を含む。）を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事がこれに記名押印し公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第6章 評議員会 （評議員会の設置） 第<u>4 1</u>条 本機関に、会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項を審議するため、評議員会を設置する。 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。 一 定款の変更 二 予算の決定又は変更 三 業務規程の変更 四 決算 五 組織及び職制に関する事項 六 広域連系系統の整備計画に関する事項 （業務規程第19条第4項から移設して修正） <u>七 供給計画の取りまとめ及び経済産業大臣への意見具申に関する事項</u> （新設） <u>八 送配電等業務指針の策定及び変更（経済産業省令に定める軽微な変更を除く。）</u> <u>九 事業計画及び事業報告書に関する事項</u> <u>十 前各号に掲げるものの他、この定款で別に定める事項、業務規程で定める事項又は理事会が必要と認める事項</u> 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第<u>4 5</u>条に基づき理事長に対し意見を述べる。 一 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告等並びに系統アクセス業務に関する事項その他の理事会の活動状況 二 電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決の業務の状況に関する事項 三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項 四 需要<u>家</u>が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図るこ	第6章 評議員会 （評議員会の設置） 第<u>4 3</u>条 本機関に、会員から独立した客観的な視点からその運営に関する重要事項を審議するため、評議員会を設置する。 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について審議し議決する。 一 定款の変更 二 予算の決定又は変更 三 業務規程の変更 四 決算 五 組織及び職制に関する事項 六 広域連系系統の整備計画に関する事項 <u>七 需要想定要領の変更に関する事項</u> <u>八 供給計画の取りまとめに係る法第29条第2項の規定に定める意見送付に関する事項</u> <u>九 電源入札等に関する事項（但し、緊急の場合は除く。）</u> <u>十 送配電等業務指針の策定及び変更（経済産業省令に定める軽微な変更を除く。）</u> <u>十一 事業計画及び事業報告書に関する事項</u> <u>十二 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項</u> 3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第<u>4 7</u>条に基づき理事長に対し意見を述べる。 一 会員への指示、電気供給事業者への指導及び勧告等並びに系統アクセス業務に関する事項その他の理事会の活動状況 二 電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決の業務の状況に関する事項 三 全国及び供給区域ごとの需要に対する適正な供給力の確保状況の評価に関する事項 四 需要<u>者</u>が自らに電気を供給する事業者を変更する際の手続の円滑化を図るこ

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
とを目的とする業務の実施状況 (新設) <u>五</u> 前各号に掲げるものの他、<u>業務規程で定める事項又は理事会が必要と認める事項</u> (評議員会の構成) 第<u>4 2</u>条 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。 2 議長は、会務を総理する。 (評議員会の議事) 第<u>4 3</u>条 評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ審議を行い、議決することができない。 2 評議員は、評議員会において各1個の議決権を有する。 3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。但し、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。 4 前項にかかわらず、第<u>4 9</u>条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。 (評議員会の招集) 第<u>4 4</u>条 議長は事業年度において<u>3月ごとの期間内</u>に1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 評議員の4分の1以上から評議員会開催の要請があった場合、議長はその適否を判断し、必要と認めるときは、評議員会を招集する。 (理事長に対する意見) 第<u>4 5</u>条 評議員会は、その議決により理事長に対し意見を述べることができる。 2 前項の意見は、公開する。但し、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報	とを目的とする業務の実施状況 <u>五</u> <u>電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する電源の建設の進捗状況や稼働状況</u> <u>六</u> 前各号に掲げるものの他、理事会が必要と認める事項 (評議員会の構成) 第<u>4 4</u>条 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。 2 議長は、会務を総理する。 (評議員会の議事) 第<u>4 5</u>条 評議員会は、全評議員の過半数の出席がなければ審議を行い、議決することができない。 2 評議員は、評議員会において各1個の議決権を有する。 3 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。但し、必要に応じて、少数意見を付記することができるものとする。 4 前項にかかわらず、第<u>5 1</u>条に規定する評議員の辞任勧告に関する議事は、全評議員の4分の3以上の賛成により決する。 (評議員会の招集) 第<u>4 6</u>条 議長は事業年度において<u>四半期ごと</u>に1回評議員会を招集する他、必要の都度評議員会を招集する。 2 評議員の4分の1以上から評議員会開催の要請があった場合、議長はその適否を判断し、必要と認めるときは、評議員会を招集する。 (理事長に対する意見) 第<u>4 7</u>条 評議員会は、その議決により理事長に対し意見を述べることができる。 2 前項の意見は、公開する。但し、個人情報、個別企業の情報、契約に関する情報

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。 3 評議員会の議長は必要に応じ、理事会において理事長に対する意見の内容を説明することができる。 (評議員の任命) 第<u>4 6</u>条 評議員は、会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者（電気の需要家等を含む。）のうちから、理事会が選任し、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。 2 評議員の数は20人以内とする。 (評議員の任期) 第<u>4 7</u>条 評議員の任期は、2年とする。 2 評議員の再任は、原則として2回までとする。 (評議員の辞任) 第<u>4 8</u>条 評議員が辞任しようとするときは、<u>3月前</u>までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。 2 理事長は、前項の届出を受け、経済産業大臣に報告を行う。 (評議員の辞任勧告) 第<u>4 9</u>条 評議員会は、評議員に不正と認められる行為があったときは、当該評議員に対し、辞任を勧告することができる。 (評議員会の議事録) 第<u>5 0</u>条 評議員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに記名押印し公表する。	等が含まれる場合、当該部分は公開しないことができる。 3 評議員会の議長は必要に応じ、理事会において理事長に対する意見の内容を説明することができる。 (評議員の任命) 第<u>4 8</u>条 評議員は、会員以外の者であって、電気事業について学識経験を有する者（電気の需要者等を含む。）のうちから、理事会が選任し、経済産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。 2 評議員の数は20人以内とする。 (評議員の任期) 第<u>4 9</u>条 評議員の任期は、2年とする。 2 評議員の再任は、原則として2回までとする。 (評議員の辞任) 第<u>5 0</u>条 評議員が辞任しようとするときは、<u>1か月前</u>までに理事長に届け出る。但し、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。 2 理事長は、前項の届出を受け、経済産業大臣に報告を行う。 (評議員の辞任勧告) 第<u>5 1</u>条 評議員会は、評議員に不正と認められる行為があったときは、当該評議員に対し、辞任を勧告することができる。 (評議員会の議事録) 第<u>5 2</u>条 評議員会の議事については、その経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した評議員2名がこれに記名押印し公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（報酬） 第<u>5 1</u>条 評議員の報酬は、理事会の議決により定める。 第 7 章 会費 （会費） 第<u>5 2</u>条 会員は、毎年度、会費を納入しなければならない。 2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の会費は返還しない。 （特別会費） 第<u>5 3</u>条 <u>一般電気事業者</u>たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第<u>5 6</u>条に規定する剰余金を差し引いた額並びに<u>一般電気事業者</u>たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。 （新設）	（報酬） 第<u>5 3</u>条 評議員の報酬は、理事会の議決により定める。 第 7 章 会費 （会費） 第<u>5 4</u>条 会員は、毎年度、<u>会費の請求の通知を受けてから 1 か月以内に</u>、会費を納入しなければならない。 2 会費の額は、会員ごとに平等とし、総会の開催及び会員への事務連絡に係る費用並びに会員数等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の会費は返還しない。 （特別会費） 第<u>5 5</u>条 <u>一般送配電事業者</u>たる会員は、前条の会費とは別に、毎年度、特別会費を納入しなければならない。 2 特別会費の額は、本機関の運営に必要な資金の総額から、前条の会費による収入及び第<u>5 9</u>条に規定する剰余金を差し引いた額並びに<u>一般送配電事業者</u>たる会員の供給区域の需要電力量等を基礎として、理事会の議決により定める。 3 本機関は、既納の特別会費は返還しない。 （<u>電源入札拠出金</u>） 第<u>5 6</u>条 本機関は、一般送配電事業者たる会員に対し、<u>電源入札等に係る拠出金（以下「電源入札拠出金」という。）を求めることができる。</u> <u>2 電源入札拠出金の額、納入期限その他の電源入札拠出金の納入の方法に関する事項は、電源入札等の案件ごとに、理事会の議決により定める。</u> <u>3 一般送配電事業者たる会員は、前各項に基づく本機関の求めに応じ、指定された期限までに電源入札拠出金を納入しなければならない。</u>

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
(滞納者への対応) 第<u>5 4</u>条 本機関は、<u>会費及び特別会費</u>の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。 第 8 章 財務及び会計 (事業年度) 第<u>5 5</u>条 本機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金) 第<u>5 6</u>条 事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余あるときはその残額を翌事業年度に繰り越すこととする。 (予算等) 第<u>5 7</u>条 本機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（本機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。 (財務諸表等の提出) 第<u>5 8</u>条 本機関は、<u>毎事業年度（本機関の成立の日を含む事業年度を除く。）の開始の日から3月以内に</u>、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。 2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。	(滞納者への対応) 第<u>5 7</u>条 本機関は、<u>会費、特別会費若しくは電源入札拠出金</u>の滞納又はその不当な減額を行った場合、理事会の議決を経て、当該会員の名称を公表することができる。 第 8 章 財務及び会計 (事業年度) 第<u>5 8</u>条 本機関の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。 (剰余金) 第<u>5 9</u>条 事業年度終了時において剰余金が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余あるときはその残額を翌事業年度に繰り越すこととする。 (予算等) 第<u>6 0</u>条 本機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（本機関の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、経済産業大臣の認可を受ける。また、これを変更する場合も同様とする。 (財務諸表等の提出) 第<u>6 1</u>条 本機関は、<u>毎事業年度の開始の日から3か月以内に</u>、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監事の意見書を添付のうえ経済産業大臣に提出し、承認を受ける。 2 前項により承認を受けた財務諸表等は、本機関の事務所における備え置きその他の方法により公表する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 9 章 雑則 （規律調査会） 第 <u>5 9</u> 条 本機関が、第 1 2 条第 1 項に規定する<u>会員への制裁の要否</u>を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。 （紛争解決パネル） 第 <u>6 0</u> 条 本機関が、法第 2 8 条の 4 0 第<u>6</u>号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第 2 条第 2 項に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。 （規程等） 第 <u>6 1</u> 条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。 （定款の変更） 第 <u>6 2</u> 条 この定款の変更は、経済産業大臣の認可をもって効力が生じる。 （公告の方法） 第 <u>6 3</u> 条 本機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。 附則 第 1 条 この定款は、本機関の成立の日から施行する。	第 9 章 雑則 （規律調査会） 第 <u>6 2</u> 条 本機関が、第 1 2 条第 1 項に規定する<u>制裁の可否及び内容</u>を検討するときは、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する規律調査会を置く。 （紛争解決パネル） 第 <u>6 3</u> 条 本機関が、法第 2 8 条の 4 0 第<u>7</u>号に規定する送配電等業務についての電気供給事業者の紛争の解決を行う場合において、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 5 1 号）に定める民間紛争解決手続を行うときは、同法第 2 条第 2 <u>号</u>に定める手続実施者として、本機関に、役職員以外の学識経験者及び弁護士等で構成する紛争解決パネルを置く。 （規程等） 第 <u>6 4</u> 条 この定款及び業務規程において定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な規程等は、理事会の議決を経て別に定める。 （定款の変更） 第 <u>6 5</u> 条 この定款の変更は、経済産業大臣の認可をもって効力が生じる。 （公告の方法） 第 <u>6 6</u> 条 本機関の公告は、法令に別の定めがあるものを除き、官報への掲載又は電子公告によって行う。 附則 第 1 条 この定款は、本機関の成立の日から施行する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第2条 本機関の最初の事業年度は、第<u>55</u>条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成28年3月31日に終わるものとする。 第3条 本機関の成立の日までに電気事業者となった者は、第9条第2項の規定にかかわらず、発起人に対し、会員となる旨を申し出るとともに、次の各号を記載した書面を提出することにより、本機関の成立の日に関員たる地位を取得するものとする。 一 名称又は氏名 二 代表者の氏名 三 住所 四 代表電話番号 五 事業者種別（第8条各号の電気事業者の種別をいう。） 第4条 本機関の負担に帰すべき設立費用は、金4億円以内とする。 （新設）	第2条 本機関の最初の事業年度は、第<u>58</u>条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成28年3月31日に終わるものとする。 第3条 本機関の成立の日までに電気事業者となった者は、第9条第2項の規定にかかわらず、発起人に対し、会員となる旨を申し出るとともに、次の各号を記載した書面を提出することにより、本機関の成立の日に関員たる地位を取得するものとする。 一 名称又は氏名 二 代表者の氏名 三 住所 四 代表電話番号 五 事業者種別（第8条各号の電気事業者の種別をいう。） 第4条 本機関の負担に帰すべき設立費用は、金4億円以内とする。 <u>附則（平成28年4月1日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条 この定款は、平成28年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u> <u>第2条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、電気事業者の地位を喪失した者は、定款第10条の規定に拠らず、会員の資格を喪失する。</u> <u>第3条 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行日（以下、本条において「施行日」という。）時点における本機関の会員については、施行</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
	日時点において、次の各号に掲げるとおり、第２４条第１項に掲げる小売電気事業者グループ、発電事業者グループ又は送配電事業者グループに分類する。 一 施行日時点において一般電気事業者であった会員 ア 小売電気事業者グループ イ 発電事業者グループ ウ 送配電事業者グループ 二 施行日時点において卸電気事業者であった会員 ア 発電事業者グループ イ 送配電事業者グループ（但し、電気事業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第７２号）による改正後の電気事業法（以下、本条において「新電気事業法」という。）第２７条の４の許可を受けるべき者に該当する者に限る。） 三 施行日時点において特定電気事業者であった会員 ア 小売電気事業者グループ イ 発電事業者グループ ウ 送配電事業者グループ 四 施行日時点において特定規模電気事業者であった会員 ア 小売電気事業者グループ イ 送配電事業者グループ（但し、施行日時点において新電気事業法附則第７条第２項に基づき同法第２７条の１５の登録を受けたものとみなされる者に限る。）
別紙：役員行動規範 第１条 本機関の役員は、本機関の目的を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、本機関の社会的信頼の確保、維持及び高揚に精励努力するとともに、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。 第２条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役	別紙：役員行動規範 第１条 本機関の役員は、本機関の目的を十分理解のうえ、関係法令、定款及び業務規程等を遵守し、本機関の社会的信頼の確保、維持及び高揚に精励努力するとともに、常に高い倫理観と社会的な良識をもって行動するものとする。 第２条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
員退任後においても同様とする。 第3条 役員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 第4条 役員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。 第5条 役員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。 第6条 役員は、在任期間中において、会員の発行する有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。 2 役員は、業務遂行上、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、在任期間中において、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。 3 前2項の規定は、相続により取得することを妨げない。 第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。	員退任後においても同様とする。 第3条 役員は、系統利用者に関する個人情報を適切に取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 第4条 役員は、本機関の業務上創造された知的財産について、その権利を的確に保護しなければならない。 第5条 役員は、業務遂行上、特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない。 第6条 役員は、在任期間中において、会員の発行する有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。 2 役員は、業務遂行上、有価証券への投資判断に著しい影響を与えると想定される会社の運営、業務又は財産に関する情報等の重要事実を知りうる場合、在任期間中において、当該有価証券の新規取得あるいは処分を行ってはならない。 3 前2項の規定は、相続により取得することを妨げない。 第7条 役員は、法第28条の30に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する者とみなされることを踏まえ、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）その他の法令を踏まえ、業務上、業務外を問わず、適切に行動しなければならない。